

アプライアンス使用許諾契約書

重要：このアプライアンス使用許諾契約（以下「本契約」という）は下記の株式会社ソリトンシステムズ（以下「ソリトン」という）のアプライアンスの使用に関して、お客様とソリトンとの間で合意される法的な契約です。アプライアンス製品をパッケージから取り出すか、起動することにより、お客様は本契約の各条項に拘束されることを承諾したことになります。もし、お客様が使用許諾条件に同意できない場合は、アプライアンス製品の使用を中止し、アプライアンス製品および付属品（ドキュメント、その他の印刷物、外装パッケージ、その他一切のもの）を購入店へ返品してください。

ソリトンは、民法第548条の4に定める定型約款の変更の規定に従い、本契約を変更する旨、変更の内容及び変更の効力発生日を、ソリトンのウェブサイト上での表示、お客様に対する電子メールでの通知等の方法等にて通知することにより、お客様の事前の承諾を得ることなく本契約を変更することができるものとします。本契約の変更後にアプライアンス製品を使用した場合、お客様は変更内容に同意したものとみなします。本契約の最新版は、<https://www.soliton.co.jp/eula/> に掲載しています。

許諾対象製品：Soliton SecureDesktop

1. Soliton SecureDesktop は、Splashtop Streamer をインストールしたコンピュータを Soliton SecureDesktop Client から制御する際に、その中継・管理を行うアプライアンスです。
2. Soliton SecureDesktop のセキュリティ機能や、いくつかの機能などは、Soliton SecureGateway や Soliton SecureBrowser と連動することで利用可能になります。

#####

第1条 対象製品の使用許諾

1. ソリトンは、上記の許諾対象製品（以下「対象製品」という）および対象製品に組み込まれたソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」という）の原権利者として、あるいは本ソフトウェアの原権利者との再許諾権契約により、対象製品および関連するサービスの使用権を許諾する権利を有しています。
2. ソリトンはお客様に対し、以下のサブライセンス不可・譲渡不可なる、非排他的権利を許諾します。
 - (1) 対象製品および対象製品に組み込まれた本ソフトウェアを、これらが標準で提供する使用範囲内で使用すること。使用にあたって、対象製品に付随するライセンスキーの適用が必要な場合もあります。
 - (2) サブスクリプションライセンスを購入した場合は、別紙「サブスクリプションライセンス通知書」に記載される使用範囲内で使用すること。使用にあたって、別途提供されるライセンスキーの適用が必要です。
 - (3) ソリトンは、対象製品が標準で提供する使用範囲およびライセンスで提供する使用範囲を変更することがあります。また、対象製品に別途個別の規定がある場合、かかる個別規定（マニュアル、カタログまたは Web サイト等に記載されているものを指しますが、これらに限らずソリトンが提示した条件）の範囲内での使用をお客様に対して許諾します。
3. 対象製品では、接続する Splashtop Streamer の数に制限はありません。
4. ソリトンは、自己の裁量にて、お客様の本契約違反を是正するために、アカウントの停止あるいは、お客様に対象製品利用にあたり必要となる製品・ライセンス購入の要求ができるものとします。

第2条 禁止事項

お客様は、対象製品および関連するドキュメントについて次の事項を行ってはならないものとします。

1. 本契約によって許諾される範囲を超えた使用または複製。
2. 第三者への販売・譲渡・貸与・配布または再使用許諾もしくはこれらに類する行為。
3. 本ソフトウェアが予め組み込まれていた対象製品以外のハードウェアへインストールし使用すること。
4. 改変、リバースエンジニアリングまたは逆アセンブルもしくはこれらに類する行為。
5. 著作権表示の変更・削除、本ソフトウェアや関連するサービスを著作権保護の迂回装置としての利用すること、あるいは、コンテンツの著作権、著作権防護機構、著作権ポリシーのいかなる違反・回避の行為。
6. 準拠すべき法律に違反する直接的・間接的な輸出。

第3条 サードパーティ・ソフトウェア

対象製品に使用されているサードパーティ・ソフトウェアの使用権の許諾については、原権利者が定める当該サードパーティ・ソフトウェアの使用許諾契約に従うものとします。当該サードパーティ・ソフト

ウェアは、ソリトンの <https://www.soliton.co.jp/ssdcredits/> にて確認することができます。

対象製品および関連するサービスを使用することにより、お客様は、サードパーティ・ソフトウェアの使用許諾契約に記載の諸条件に従うことに同意することになります。

第4条 保証

1. 対象製品の無償保証の内容および期間については、別紙「Soliton アプライアンス無償保証について」の内容に従うものとします。
2. 対象製品の有償サポートサービス契約（保守契約）は、当該サポートサービスの基本契約、個別契約（実施要領）および関連規約に記載の内容に基づき別途締結するものとします。
3. ソリトンは、第4条1および第4条2において明示する場合を除き、対象製品および関連サービスについて一切の無償保証を行いません。また対象製品および関連サービスは、現状有姿のまま提供され、対象製品の機能や関連サービスがお客様の要求を満足させるものであること、対象製品および関連サービスに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存在していた場合にこれが修正されること、その他のいかなる保証も致しません。
4. ソリトンは、本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに関連するサービス等についてお客様へ事前に通知することなく自由に変更または中止することができるものとします。

第5条 免責

以下の事項についてソリトンは責任を一切負いません。

1. 対象製品の使用に関連して生じた直接的、間接的および偶発的なすべての損害（お客様所有のハードウェアまたは他のソフトウェアの破損・不具合等を含むがこれに限定されない。また、通常損害、特別損害を問わない。）
2. 誤使用、改造、ソリトンが認めた環境仕様に適合しない操作、またはソリトン以外の製品やメディア等を使用した結果生じた不具合および損害。
3. 天災地変その他不可抗力により生じた不具合および損害。

第6条 反社会的勢力排除

お客様は、お客様、およびお客様の親会社、子会社等の関連企業並びにお客様の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）、従業員、または自己の主要な出資者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、暴力的な要求行為、反社会的勢力を名乗る等して取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、相手方の名誉・信用を毀損し、業務の妨害を行いつつしくは不当要求行為、その他これらに準ずる行為をなさないことを表明し、保証します。

第7条 知的所有権保護

ソリトンあるいは、原権利者は、対象製品あるいは関連するサービスの知的所有権を所有し、これらの知的所有権は、日本および国際著作

株式会社 **ソリトンシステムズ**

東京都新宿区新宿二丁目4番3号

権・知的所有権関連法あるいは国際貿易条項によって保護されています。お客様は、対象製品には、非公開情報が含まれ、ソリトンあるいは原権利者の占有的営業秘密が含まれることを認めます。ソリトンあるいは、原権利者は、明示的な許諾の如何に拘らず、対象製品におけるいかなる権利も所有します。本契約によって付与された対象製品使用許諾権は、お客様の本契約の違反をもって自動的に解約されます。本契約にて認められた権利以外は、お客様に許諾されません。

第8条 機密情報

「機密情報」とは、ソリトンあるいは、原権利者の、非公開の企業情報、技術情報をいい、ソリトンあるいは、原権利者の営業秘密、ノウハウであり、口頭あるいは、書面をもって「機密」と指定されたもの、また、お客様をして、ソリトンあるいは原権利者の機密・所有として認識されるべきものを含みますが、これに限定されません。お客様は、機密情報を極秘扱いとすることに同意し、ソリトンあるいは原契約者の書面による承諾がない限りは、機密情報を利用できません。お客様は、権限のない者に機密情報へアクセスさせないことを保証します。上記にかかわらず、機密情報には、次の情報は含まれません： 1)お客様の契約違反によらず、公知となっているもの 2)機密情報とは無関係にお客様にて開発されたもの 3)開示制限なく、お客様に対して第三者により正当に開示されたもの。

第9条 商標権

ソリトンという名前およびその他関連ロゴ・デザインは、日本などにおいて登録されているソリトンの占有商標であり、お客様は、ソリトンより商標許諾権を得ることなく、これらの商標を使用あるいは、複製することはできません。対象製品あるいは、ソリトンのホームページに掲載されている、全ての商標、商品名あるいはサービスマークは、それぞれの所有者の専有的財産となります。無断複写・転載を禁じます。

第10条 プライバシー

お客様より提供された情報（登録情報や利用環境に関する情報などを含みます）のソリトンあるいは、原権利者による利用については、<https://www.soliton.co.jp/ssdprivacy/> に記載の個人情報保護に関する方針に則ります。

第11条 ハイリスク使用

お客様は、対象製品および関連するサービスは、リスクの高い活動のために使用されることを意図・設計したものではなく、システムの故障が、人身傷害、死亡、あるいは、器物・環境または商取引への損害を招くことが合理的に予期される場合は、対象製品および関連するサービスを使用してはならないことをお客様は同意します。またこれに関わらず、対象製品および関連するサービスは、いかなる生命維持装置への接続における使用も禁じます。ソリトンおよび原権利者は、これらの目的のための適合性についての明示・黙示保証を明確に排除します。対象製品および関連するサービスの上記使用に伴う一切の賠償あるいは損失について、お客様は、ソリトンおよびソリトンの役員、取締役、従業員、関係会社そして原権利者を免責とすることに同意します。

第12条 その他

1. 本契約は、お客様が対象製品をパッケージから取り出すか、起動したときから発効し、お客様が対象製品の使用を終了するか、または次項に基づきソリトンが本契約を解除するまで有効とします。
2. ソリトンは任意で、お客様における対象製品のライセンス利用状況を確認できるものとします。ソリトンからの情報開示請求に対し、お客様は速やかに必要な情報をソリトンに提供するものとします。
3. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、ソリトンはお客様に何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、お客様は対象製品の使用を中断し、アプライアンス製品および付属品（ドキュメント、その他の印刷物、外装パッケージ、その他一切のもの）をソリトンの指示に従って購入店へ返品するものとします。また、ソリトンあるいは原権利者は当該解除によりお客様または第三者に発生した損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
4. お客様は、対象製品を日本国外に持ち出される場合、お客様の責任のもと、日本国内外の輸出管理に関連する法規を遵守するものとします。
5. お客様の契約違反によってソリトンが損害を受けた場合、ソリトンはお客様に対して損害賠償を請求できるものとします。
6. 本契約の一部条項無効、非合法あるいは法的強制力がないと判断された場合、当該条項は、法の許す最大限の範囲で実行され、残りの条項は影響を受けないものとします。
7. 本契約に関連して生じた紛争についてお客様とソリトンの間で円満解決できず、裁判による解決を図る場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
8. 本契約は、日本国法に従って解釈されるものとします。

最終改定日：2021年1月12日

株式会社 **ソリトンシステムズ**

東京都新宿区新宿二丁目4番3号

LSM-SSDAP2101A